雑

報

1

日刊



発 行 東京都

雑

------(全国自治宝くじ事務協議会)…

次

目

九八七六五四

証票型式

当

等 等 級

せん金の額及び当せんの 当せん金 数

三 三 一 五 百 千 十 一 三 百 千 万 万 万 万 万 億 億 円 円 円 円 円 円 円 円

等の組違い賞 等の前後

賞

三等 四 等

Ŧī.

等

百十二万三千百十五

備

号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。 一等の当せん金の額については、当せん金付証票法(昭和二十三年法律第 百

兀 $\overline{+}$ 应

ことができない。 けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する〕 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受 注意事項 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十一号 当 せん金付証票を次のとおり発売する。

発売の数及び総額受託銀行等の名称及び所在地名称

三

令和三年四月七日

国都道府県知事及び二十指定都市長の名において 全国自治宝くじ事務協議会 第八百八十四回全国自治宝くじ会長 東京都知事 小池 西 百 合 子

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号 (三十億円を一単位(一ユニット)として十二単位(十 億二千万枚 三百六十億円

二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総 額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で

令和三年五月七日から同年六月四日まで開封式 増額する場合がある。) 枚三百円

令和三年六月十一日 和三年六月十六日

令

当せん本数

九十九 二本

三本

+本

三千本

二万本 + 万本本

証票は、 転売できない。

 \triangleright

七六五四 全国自 三等 備考 四 等 当 等 証票型式 ことができない。 注意事項 等の前後 受託銀行等の名称及び所在地 けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、 等 当 当 発売期間 発売の数及び総額 名 せん金付証票を次のとおり発売する。 せん期 証票は、転売できない。 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受 当せん本数は、 せん金の額及び当せんの数 せん金支払開始期日 和三年四月七日 治宝くじ事務協議会告示第三百九十二号 賞 計 発売額三十 三千万円 当せん金 三 一 五 千 千 万 万 万 円 円 円 円 三百円 全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において - 億円に対するものである。 全国自治宝くじ事務協議会 開封式 の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額 株式会社みずほ銀行 千代田区大手 令 令和三年六月十一日 令和三年五月七日 額する場合がある。) 六千万枚 百八十億円 第八百八十五回全国自治宝くじ (三十億円を一単位 (一ユニット) として六単位 枚三百円 百十五万四千十二本 和三年六月十六日 会長 東京都知事 小 当 コせん本 百万本 十万本 五万本 四千 から同 八 兀 本 本 年六月四日 池 百 当せん金を受領する 合 まで ·町一丁目五番五号 子

電話 〇三(五三二一)一一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東

発 行

郵便番号

定 価 本号 箇月

(郵送料を含む。) | 印 | 三〇円 刷 | 三〇円 刷 | 六、六〇〇円

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社

ミックス 艇

郵便番号